

広島県告示第六百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十八年広島県告示第九号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

令和四年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		区 域	走島区域 (走島漁業協同組合 の地区)	区 分	一 瀬戸内海機船船 びき網漁業 二 二そうさごしき んちやく網漁業 三 あみこぎ網漁業 四 二そうぐり網漁 業 五 小型定置漁業 六 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてたこつ ぽを使用して営む 漁業 七 一から六に掲げ る漁業以外の漁業	変 更 後	区 域	走島区域 (走島漁業協同組合 の地区)	区 分	一 瀬戸内海機船船 びき網漁業 二 二そうさごしき んちやく網漁業 三 あみこぎ網漁業 四 二そうぐり網漁 業 五 小型定置漁業 六 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてたこつ ぽを使用して営む 漁業 七 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてあみこ ぎ網を除く小型機 船底びき網を使用 して営む漁業 八 一から七に掲げ る漁業以外の漁業
-------------	--	--------	---------------------------	--------	---	-------------	--------	---------------------------	--------	--